

# 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金Q&A

令和6年4月1日現在

東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金に関する Q&A を掲載しています。  
寄せられた質問については、随時更新してまいります。

## 1 共通・全般

### Q1 申請様式をもらいたいのですが、郵送してもらえますか？

A1 申請様式・募集要項の郵送はいたしません。顕彰事業助成はシティブランディング戦略課、商品開発助成は産業振興課の窓口で配布するほか、区ホームページからダウンロードできます。北区公式ホームページにて『渋沢助成』で検索してください。

### Q2 区からの認定前に、行った経費については対象となりますか？

A2 当該年度（2024年4月1日以降）であれば、対象となります。

### Q3 助成金申込時に提出した事業が完了しないと助成金は交付されませんか？

A3 本助成金の交付には、助成対象事業が原則2025年2月28日までに完了し、実績報告書等をご提出いただく必要があります。

### Q4 申請した事業が年度内に完了しない場合はどうなりますか？

A4 年度内での実績報告書の提出をもって、助成金の額を確定し、交付を行いますので、年度内に事業が完了しない（事業完了後、実績報告書が提出できない場合を含む）ときは、助成金の交付は受けられません。判明した時点で、事業の変更又は中止の申請を行ってください。

### Q5 個々の経費に、上限額はありますか？

A5 特に具体的な上限額は定めません。補助上限額は30万円です。

### Q6 例えば、事業の準備のための運営会議などは助成の対象と認められますか？

A6 事業実施に必要と判断できれば、事業実施前に行う準備作業等のための経費であっても助成の対象となります。助成できる経費は、それぞれの費目の説明にしてください。ただし、本助成の申請・報告のためのコピー代は、団体の運営に必要な経費とみなし、対象外とします。

### Q7 渋沢栄一翁の肖像、イラスト等を使いたいのですが、インターネット等から自由に使っても良いですか？

A7 各肖像、イラスト等の著作権は、法律によって保護されている場合があります。肖像等を使用する場合は、著作権を保有している者に対して、申請者様の責任で必ず確認及び必要な手続き等を行ってください。なお、区は肖像利用等に伴う事故、トラブル等に関しては責任を負いかねます。

**Q8 フリーで使用できる渋沢栄一翁のイラスト等がありますか？**

A8 あります。ただし、現在一般に公開はしておりませんので、個別にお問い合わせください。なお、区が所有するイラストを使用する場合（特に商品開発助成の場合）、デザインの「アイデアの独創性・斬新性」「デザインのインパクト・話題性」といった点での評価が相対的に低くなる場合があります。

（☞手引「第9 申請内容の審査」参照）。

**Q9 毎年、顕彰事業の実施(商品開発の実施)を予定していますが、毎年申請することは可能ですか？**

A9 可能です。ただし、助成の要件、内容は変更となる場合があります。

**Q10 書類がまだ揃わないが、一部だけ預かってもらえますか？**

A10 書類が揃わないものについては、受付できません。不備があった場合には、ご連絡させていただきます。

**Q11 領収証を紛失してしまった？**

A11 支払を証明する書類がないものについては対象経費となりません。

**Q12 自社商品(事業者連携等のグループ内)の取引等を助成対象経費に含めることができますか？**

A12 できません。構成する事業者間での取引に関する経費は対象外です。自社（グループ）以外の領収書によって支出が確認できることが必要です。

**Q13 消費税は対象になりますか？**

A13 なりません。消費税等の間接経費は、対象外です。申請書類の金額欄には税抜金額をご記入ください。

**Q14 第3号様式(第7条関係)「東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業実施計画書」の事業内容について、別紙にはどのような内容を書けばよいですか？**

A14 別紙は任意様式です。事業のアイデア、実施方法、商品のイメージ図・写真、実施後の販路等を含め、具体的にわかりやすくご記入ください。区ホームページの記載例の他、「第9 申請内容の審査」を参照いただき、審査基準に照らし合わせ合致するような魅力的なアイデア、商品開発をお待ちしております。なお、申請書を受け付けた際に事業内容について不明な点がある場合、お問合せをさせていただきます場合があります。

**2 渋沢翁顕彰事業助成【問い合わせ】シティブランディング戦略課:03-3908-1364**

**Q15 北区外で実施する事業は、申請できますか？その場合、参加者のうち区外からの参加者が多数を占めるような事業はどうですか？**

A15 実施場所が区外実施であっても、事業の対象が北区民であれば申請できます。しかし、北区民のために行われることが助成の前提なので、区民の参加者が全参加者の半数以上見込めることが客観的にわかる資料を提出してください。

**Q16 会員や社員外の講師等には謝礼金を支払うことができるとありますが、単価等に上限はありますか？**

A16 事業内容やその人に依頼する内容が一律でないので具体的基準はありませんが、金額が妥当であるかどうか審査し、その結果減額することもあり得ます。

**Q17 交付決定を受けた事業が途中で頓挫してしまい、終了した。それまでにかかった経費の助成は認められますか？**

A17 そのままでは助成は受けられません。事業の変更・中止申請及び実績報告を行い、それぞれが認められれば助成を受けることができます。ただし、一度取り掛かった事業については、次年度以降の当助成金には非該当となります。当該年度の事業計画を取り下げて、次年度に改めて申請するかは事業者の判断となります。

### 3 渋沢翁関連商品等開発事業助成【問い合わせ】産業振興課商工係:03-5390-1235

**Q18 経費として、総額見込額が 30 万円の計画で申込みしようと思いますが、この計画が認定された場合、助成金はいくら交付されますか？**

A18 経費総額見込額が全て認定された場合、助成金交付限度額は経費の 2/3 です。上限 20 万円になります。

**Q19 申請時の計画経費の見込額(認定額)は 30 万円でした。しかし、実際に支払った経費は見込額を上回ってしまい、50 万円になってしまいました。助成金額はいくらになりますか？**

A19 助成金の認定額は 30 万円の 2/3 の 20 万円です。助成金交付候補者として決定された時の金額（助成対象経費の見込額×2/3）が上限となるため、実際に支払った経費が見込額を上回ったとしても、助成金対象事業として決定された時の金額が上限となります。50 万円の支払いがあっても、助成金の額は変わらず、20 万円です。

**Q20 1つの領収書に助成対象経費以外の経費が含まれる場合は、どうすればいいですか？**

A20 1つの領収書に助成対象経費以外の経費が含まれる場合は、明細等でその内訳が確認できる場合のみ対象となります。明細等に助成対象経費部分をマーカーで引く等、金額と内容が確認できるように提出してください。